

昭和二十五年七月二十五日受領
答 弁 第 一 一 二 号

(質問の 一一二)

内閣衆質第一六号

昭和二十五年七月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出反米闘争及び占領政策に有害なる行為等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出反米鬭争及び占領政策に有害なる行為等に関する質問に対する

答弁書

一 最近の一九四五年九月十日附の言論及び新聞の自由に関する覚書等に違反する事案は、以前からの同じ行為の繰返しであるとは考えられず、明らかに禁止行為に該当する行為が現われてきているのである。この種のものに対しては、今後といえども、嚴重に取締を行う考えである。

二 日本の婦女子で米国軍人に売春行為をする者があつても、このようなことは必ずしも占領政策に関係があるものではなく、その取締は、性病予防法又は売春取締條例(東京都、宮城県、新潟県等)等により行つている。これらの婦女子の数等は明らかではない。

三 1 現在取り締まっている文書等は、明白に禁止行為に該当するものだけであり、別に弾圧しているものはない。

2 具体的事実は判明しないが、仮に自治体警察によりそのようなことが行われたとすれば、占領軍

の指示に基づくデモ集会の制限として行われたものと思う。

右答弁する。